

坂出市地域防災計画 参考資料

第 2 2 章 用 語 集

用語集

[危機管理課]

市計画においては、説明的な記載がない用語、あるいは一般的に使用される言葉の意義または辞書等に記載されている言葉の解説等とは異なる使用法をしている用語があるため、用語集を作成し、解説が必要と思われる用語および本計画においてのみ、その意義が適用される用語の意義等を解説する。

市計画において使用する用語の意義等は、次の表のとおりである。

	用語等		用語の意義等
あ	アンダーパス		・掘り下げ式立体交差(道路対道路、鉄道対道路)の下側の道路。
い	移動系防災行政無線		・携帯または公用車への搭載により、災害現場等市町村役場と離れた場所との、災害に関する情報の収集や指示の伝達のために利用する無線設備。
え	堰堤		・貯水、治水、砂防のため川や谷を横断して作る、水等をせき止めるための堤防。
	Lアラート		・市区町村など地域の災害情報等を共有する共通基盤として、発信された情報をテレビやラジオ等の多様なメディアで一括配信するシステムを表現。災害時の地域のお知らせを地域の住民に迅速かつ確実に届けていくローカル(Local)な緊急警報(アラート)というメッセージ。
か	外水		・河川の本川の中を流れる水。 ・堤防で守られている部分の外側という解釈。
	香川県災害時多言語支援センター		・県と県国際交流協会が、共同で設置・運営し、県内外の自治体・団体等とも連携して、外国人支援を行う施設。 ・多言語およびやさしい日本語による災害関連情報の提供 ・県や被災市町が行う外国人住民等の対応に必要な翻訳・通訳の支援および関係機関との連絡調整 ・外国人住民等からの相談・問い合わせへの対応 等
	ガストフロント		・積乱雲から噴出した冷たい下降気流が、暖かく湿った空気と衝突した際にできる小規模な前線。ガストフロントの付近では強い上昇気流が発生するため、地表付近でも上昇気流を伴った突風が発生することがある。
	管渠		・家庭等の排水設備から出た汚水を終末処理場に運ぶ排水管、雨水を排水するため排水渠(きょ「みぞ」の意)等の施設で、地下に埋設されたものまたはフタのあるものを暗渠、フタのない水路等を開渠という。
	感染症	一類感染症	・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
		二類感染症	・急性灰白髄症、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1に限る)
		三類感染症	・コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
		四類感染症	・E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ(H5N1を除く)、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、その他

用語等		用語の意義等
か	感染症	・インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く)、ウイルス性肝炎(E型肝炎およびA型肝炎を除く)、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メリンチン耐性黄色ブドウ球菌感染症、その他
	他に、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症がある。	
き	救急	・負傷、または中毒等により、刻々と症状が進行する急性期(と思われる者を含む)の被災者に対する、救命処置、消防への通報、医療機関への搬送、治療をいう。
	救護	・被災による傷病者を保護し、安全な場所において、看護・治療(心肺蘇生、止血等の応急手当含む)等を行うこと。
	救出	・生死に関わらず、被災者を災害現場から救い出すこと。
	救助	・生命の危険にさらされている被災者を、その危険な状態から助け出すこと。 ・ただし、市計画第2編第2章第8節および第3編第2章第8節等災害救助法(昭和22年法律第118号)にて規定する「救助」に関しては、この限りではない。
	緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)	・大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大や二次災害の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する国土交通省の部隊。 ・本省災害対策本部長の指揮命令のもと、地方整備局等の職員が活動する。
け	警戒区域	・災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において市町村長が設定する災害応急対策に従事する者以外の者に対して、立ち入りの制限・禁止、退去を命ずることのできる区域。 ・なお、市町村長または委任を受けその職権を行うことのできる市町村の職員がいない場合等は、警察官、海上保安官、災害派遣された自衛隊の部隊等の自衛官が、この市町村長の職権を行う。
こ	戸別受信機	・同法系防災行政無線のスピーカーから流れる放送が、家の中でも聞くことができる受信機。 ・この受信機により、地震情報、国民保護情報等の放送を受信し、自動的に放送されます。不在時など聞き逃した場合でも、自動で録音されるため、再生して内容を確認できます。
さ	災害医療コーディネーター	・大規模災害が発生した際に、適切な医療体制の構築を助言し、医療機関への傷病者の受け入れ調整などの業務を行う医師のこと。 ・災害医療コーディネーターには、県災害対策本部において都道府県知事の指揮下で被災地の医療体制を整えるための調整を行い、都道府県DMA T調整本部への指示を行う県災害医療コーディネーターと地域を所管する保健所または災害拠点病院内において、保健所長の指揮下で地域における病院・避難所への医療チーム派遣調整、状況やニーズの把握、災害拠点病院内に設置されるDMA T活動拠点本部への指示を行う地域災害医療コーディネーターがあります。
	災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)	・専門的な研修を受けた医師や薬剤師、保健師など1班5名程度で編成することを基本とし、災害発生時に1週間から数か月程度、被災都道府県の保健医療調整本部と保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等を応援する専門チーム。 DHEAT: Disaster Health Emergency Assistance Team の略。

	用語等	用語の意義等
な	災害派遣医療チーム (DMA T)	・大規模災害や事故の現場において、急性期(発災から 48 時間以内)に救命措置等に対応できる機動性を備えた、専門的な訓練を受けた医療チーム(医師、看護師、業務調整員)。 ・迅速に被災地に入り、災害現場における医療活動、広域医療搬送、被災地の病院支援等を行う。 DMAT : Disaster Medical Assistance Team の略。
	災害派遣精神医療チーム (D P A T)	・精神科医師、看護師、業務調整員(医師、看護師以外の医療職および事務職員)で構成され、自然災害等の大規模災害時に、知事の要請に基づき、被災地域において、専門性の高い精神科医療の提供、精神保健活動の支援を行う専門的なチーム。 DPAT : Disaster Psychiatric Assistance Team の略。
	災害派遣福祉チーム (D W A T)	・社会福祉施設等の社会福祉士、介護福祉士、看護師、保育士など 4 ～ 6 名程度で構成され、主に一般避難所などを巡回しながら、専門知識を生かして、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児ら災害時に配慮を要するかたへの支援を行うチーム。 DWAT : Disaster Welfare Assistance Team の略
し	自主防災組織	・大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。
	支川	・本川に合流する河川。
	指定行政機関	・災害対策基本法第 2 条第 3 号に規定する機関。 ・内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力安全・保安院、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省および防衛省が指定されている。(平成 19 年 1 月 9 日内閣府告示第 1 号)
	指定公共機関	・災害対策基本法第 2 条第 5 号に規定する法人。 ・独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関および電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人。
し	指定地方行政機関	・災害対策基本法第 2 条第 4 号に規定する機関。 ・沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所および地方防衛局が指定されている。(平成 19 年 10 月 1 日内閣府告示第 634 号)
	指定地方公共機関	・災害対策基本法第 2 条第 6 号に規定する法人。 ・都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。
	社会福祉施設	・社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条に規定される施設等 ・救護施設、更生施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障がい児入所施設、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障がい者支援施設、婦人保護施設、保育所等。

	用語等	用語の意義等
	上架	・ 船を陸上に揚げること。
す	吸い上げ効果	・ 台風接近等による気圧の低下に伴い、海面が上昇すること。 ・ 外洋では、気圧が 1 hPa 低下すると、海面は 1 cm 上昇するといわれている。
	推算潮位	・ 計算により、あらかじめ求められた潮位。
せ	全国瞬時警報システム (J - A L E R T)	・ 津波をはじめとする大規模災害や、武力攻撃事態または存立危機事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を利用した地域衛星通信ネットワークで瞬時に地方公共団体に伝達するとともに、同報系市町村防災行政無線や有線放送電話を自動起動させ、サイレンや放送によって住民へ緊急情報を伝達するシステム。
た	ダウンバースト	・ 積乱雲の底から爆発 (バースト) 的に吹き降ろす気流、およびこれが地表に衝突して水平方向に噴出する破壊的な気流。航空機、建造物、農作物等に被害を与える。
ち	地域衛星通信ネットワーク	・ 全国の自治体・防災関係機関相互間で情報伝達を行うための広域ネットワーク。 ・ 地域衛星通信ネットワークは、災害に強い衛星の特長を生かし、地上間の通信を衛星を介して行うもので、音声・データ・映像のやりとりが可能なシステム。 ・ 全国で整備された衛星ネットワークは、地上の防災行政無線ネットワークとの有効的な活用を図ることにより、平常時の行政情報をはじめ、災害時にも威力を発揮する。
	潮位偏差	・ 実際の潮位と推算潮位の差。
と	頭首工	・ 河川等から農業用水を用水路へ引き入れるための、取水堰、取水口、付帯設備等施設の総称。
	同報系防災行政無線	・ 市町村役場から地域住民に対し、同時に複数の屋外拡声器または戸別受信機から、音声にて災害に関する情報等を伝達するための無線設備。
	特殊火災	・ 特別な原因や、特別な様態で発生した火災をいう。
	トリアージ	・ 一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること。
な	内水	・ 堤防で守られた内側の、宅地や農地側に滞留する水。
に	入渠	・ 船がドックに入ること。
の	農林漁家	・ 農業、林業、漁業を営んでいる個人。
は	派川	・ 本川から分かれて流れ出る川。
ひ	被災市区町村応援職員確保システム	・ 被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは、被災市区町村において、完結して災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣する仕組み。
	非常通信協議会	・ 関係省庁、通信関係事業者、通信関係団体等の構成により組織され、非常時における通信の円滑な運用等を図ることを目的に、中央、地方、地区に設置されている。
	避難経路	・ 避難する場合の経路で、住民等が設定するもの。
	避難行動要支援者	・ 要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの。
	避難路	・ 避難する場合の経路で、市が指定するもの。

	用語等	用語の意義等
	樋門	・農業用水等の取り入れや、逆に堤内から堤外への排水のために、堤防を横切って設置される暗渠で、水門をつけ、水位調整を行う。規模の小さいものを「樋管」と呼ぶことがある。
ふ	吹き寄せ効果	・台風等による風が、沖から海岸に向かって吹くことにより、海水が海岸付近に吹き寄せられて海面が上昇すること。
	輻輳	・災害時においては、安否確認のための電話等により、一部の地域の通信回線が一時的に混み合うこと。輻輳が限界に達すると、通信システムがダウンしてしまうため、その前に通信規制が実施され、電話はつながりにくくなることが多い。
	物資調達・輸送調整等支援システム	・国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現することを目的としたシステム。
ほ	防火線	・林野火災の延焼を防止するため、林の内側または森林の外周において、一定の幅で立ち木等の可燃物を取り除いた空間地帯。
	法適用外の普通河川	・河川法(昭和 39 年法律第 167 号)適用の 1 級河川および 2 級河川、ならびに市指定の準用河川以外の河川。
ゆ	輸送確保路線	・地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道およびこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点と相互に連絡する道路をいう。 ・輸送確保路線には、第 1 次輸送確保路線(広域的な輸送に必要な主要幹線道路)、第 2 次輸送確保路線(市町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路)、第 3 次輸送確保路線(第 1 次・第 2 次輸送確保路線を補完する道路)があり、防災機能強化港(救助、輸送活動等を行う港湾)との連絡道路(防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路)も含まれる。
よ	要保護児童	・保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当と認められる児童。
	要配慮者	・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者、小児慢性特定疾病児童、外国人等その他の特に配慮を要するもの
ら	ライフライン	・水道施設、下水道施設、電気施設、ガス施設、通信施設。
り	陸閘	・やむをえない理由で河川や海岸の堤防が低くなっている場所で、洪水や高潮時に、堤防から水が溢れないように扉や角落とし等により締め切ることのできる施設。
	林産物	木材、竹材、きのこ、栗、筍、山菜、木炭、竹炭、漆等

坂出市地域防災計画(参考資料)
令和 7 年 2 月修正

発 行：坂出市防災会議

事務局：坂出市総務部危機管理課

所在地 762-8601 坂出市室町二丁目 3 番 5 号

電 話 0 8 7 7 - 4 4 - 5 0 2 3

F A X 0 8 7 7 - 4 4 - 5 0 3 2

メー ル kikikanri@city.sakaide.lg.jp